

平成26年度
市税概要



目 次

I 寝屋川市の概要

1 市の概要	1
2 市の沿革	1
3 人口・世帯	2

II 財政

1 一般会計予算額及び決算額	3
(1) 歳入	3
(2) 歳出	3

III 市税総括

1 市税収入額等の推移	5
2 税目別調定額及び収入額	6
3 市税調定額の構成比	7
4 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額	7

IV 市民税

1 個人市民税	
(1) 納税義務者数	8
(2) 給与に係る特別徴収義務者数	9
(3) 調定額	9
(4) 納税義務者1人あたり調定額	9
(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等	10
2 法人市民税	
(1) 法人数	12
(2) 平成25年度均等割号別納税義務者数	12
(3) 調定額	13
(4) 平成25年度業種別調定額	13

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税	
(1) 納税義務者数	14
(2) 調定額	14
(3) 土地	15
(4) 家屋	16
(5) 償却資産	17
(6) 交付金・納付金	17

2	都市計画税	
(1)	納税義務者数及び調定額	18
3	特別土地保有税	
(1)	一般分	18
VI	軽自動車税、市たばこ税及び入湯税	
1	軽自動車税	
(1)	車種別課税台数及び調定額	19
2	市たばこ税	
(1)	調定額等	20
3	入湯税	
(1)	調定額等	20
VII	地方譲与税及び府交付金等	
1	地方譲与税	21
2	府交付金等	21
VIII	徴収	
1	徴収率の推移	23
2	歳出還付金、還付加算金	24
3	不納欠損額	24
4	平成25年度口座振替（自動払込）額	24
IX	その他	
1	徴税費の状況	25
2	税務機構及び事務分掌	26
3	税務職員の年齢及び経験年数等	27
4	税務職員の手当	27
5	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	28
(2)	証明手数料収入額（税務室分のみ）	29
※	税率の変遷	
	市民税の税歴	30
	諸税の税歴	48

I 寝屋川市の概要

1 市の概要

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心より 15 km、京都市域の中心より 35 km の距離にあります。

また、本市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市、摂津市に接し、南部は守口市、門真市、大東市及び四條畷市と、北部は枚方市に接し、北河内地域の中心部に位置しています。

市の地勢は、東部丘陵地帯と西部平坦地帯の二つに大別され、丘陵地帯は生駒山系の一部をなし海拔約 50m です。平坦地帯は主として沖積層からなる海拔 2～3 m の平地です。

○ 市の広さ

面積	24.73 km ²
東西	6.89 km
南北	7.22 km

2 市の沿革

古代より生駒山系は人類の住みついたところで、本市の東部丘陵地帯はこの生駒山系に属し、市内の太秦地区には石器時代の古墳があります。

寝屋川市のある大阪東北部（旧北河内郡）は平野がひらけ、古くから穀倉地帯として農耕を営んでいました。江戸時代に入って、米作を中心に菜種、麦などのほか河内木綿の原料の綿を作り、丘陵地帯では茶、甘薯、筍の栽培などが盛んになってきました。

明治 22 年に町村制が施行され、市域に九箇荘村、寝屋川村、豊野村、友呂岐村、水本村が成立しました。

また、明治 43 年には京阪電車が開通し、その沿線が徐々に発展の途をたどることになりました。

本市は、昭和 18 年に淀川沿いの平野部と東部丘陵地の 1 町 3 村をもって寝屋川町となり、昭和 26 年 5 月には人口約 3 万人で府内 16 番目の市として誕生しました。

こうした中、大動脈である国道や衛星都市を結ぶ府道が完成、都市形態が整備されるにつれて、各企業が進出、本市は大きな変ぼうを遂げました。

昭和 36 年には水本村と合併、その後昭和 40 年代にかけて、年間に 2 万人という爆発的な人口増が続くなど、大阪都市圏のベッドタウンとして発展し、人口約 25 万人の都市となりました。その後、人口の社会移動も減少するとともに定住化の兆しを示し、ほぼ 24 万人で安定しました。

平成 23 年には市制施行 60 周年を迎え、現在は「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」を目指して、市民との協働によるまちづくりを進めているところです。

3 人口・世帯(各年1月1日現在、外国人登録を含む)

	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯あたりの人口 (人)	1平方 ^キ あたりの人口密度 (人)	人口の前年度比 (%)	平成23年を100とした場合の人口指数
23年	242,562	106,745	2.27	9,808	99.7	100.0
24年	243,007	107,682	2.26	9,826	100.2	100.2
25年	242,673	107,661	2.25	9,813	99.9	100.0
26年	241,340	107,989	2.23	9,759	99.5	99.5
27年	240,653	108,485	2.22	9,731	99.7	99.2

図1 人口の推移

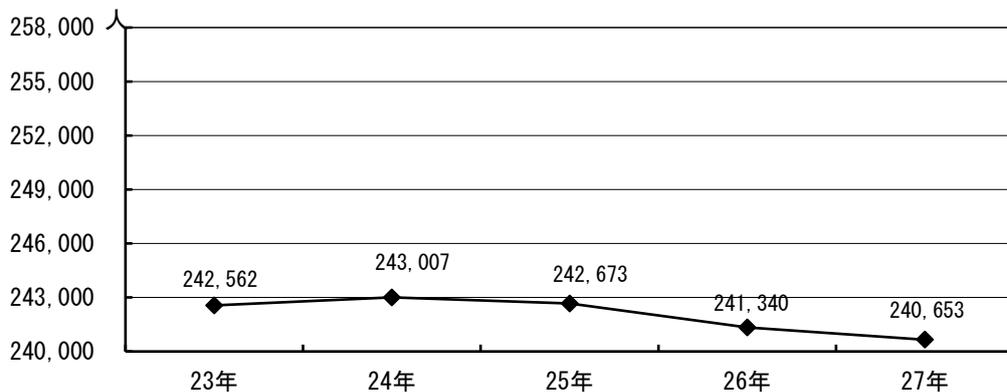
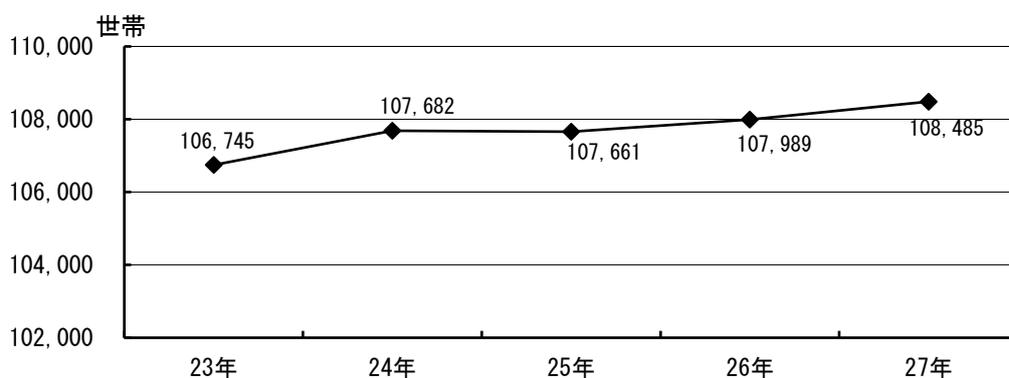


図2 世帯数の推移



II 財政

1 一般会計予算額及び決算額

(1) 歳入

(単位：千円、%)

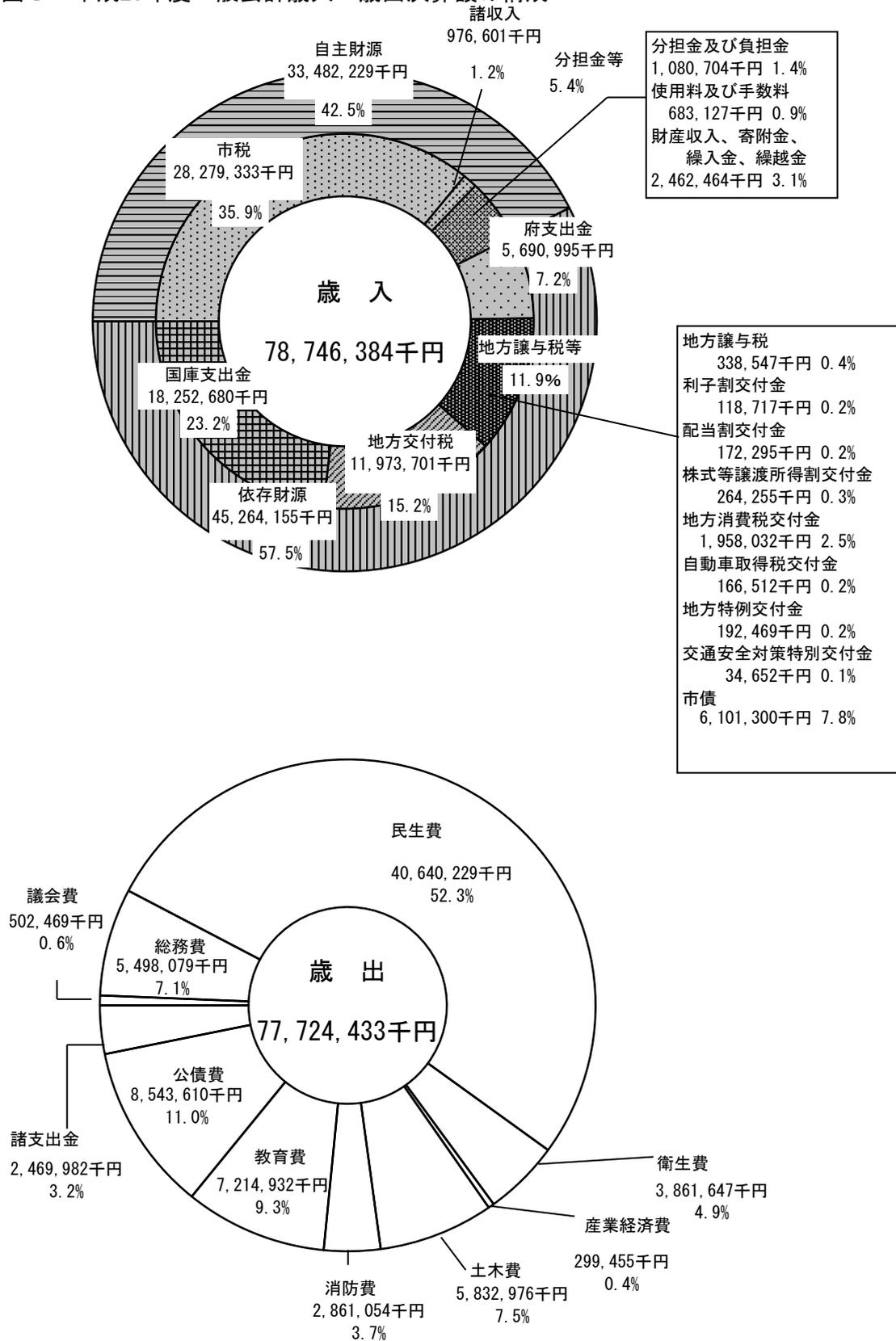
款 別	24年度				25年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
市 税	28,110,245	99.0	27,938,969	99.9	28,591,064	101.7	28,279,333	101.2
市 民 税	12,537,914	100.6	12,844,499	104.1	12,716,892	101.4	12,904,222	100.5
固 定 資 産 税	11,036,361	97.2	10,894,549	96.0	11,152,900	101.1	10,969,565	100.7
軽 自 動 車 税	188,967	99.1	194,427	102.3	194,777	103.1	200,134	102.9
市 た ば こ 税	1,564,555	104.0	1,548,788	100.2	1,720,658	110.0	1,745,355	112.7
特 別 土 地 保 有 税	294,140	100.0	0	0.0	294,140	100.0	0	0.0
入 湯 税	6,939	97.2	7,288	101.2	6,951	100.2	5,365	73.6
都 市 計 画 税	2,481,369	96.3	2,449,418	96.4	2,504,746	100.9	2,454,692	100.2
地 方 譲 与 税	388,010	102.1	360,983	95.1	345,010	88.9	338,547	93.8
利 子 割 交 付 金	124,000	77.0	122,261	92.0	108,000	87.1	118,717	97.1
配 当 割 交 付 金	92,000	101.1	94,540	109.8	96,000	104.3	172,295	182.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	20,000	69.0	21,720	113.7	22,000	110.0	264,255	1,216.6
地 方 消 費 税 交 付 金	2,092,000	99.4	1,974,863	99.3	1,945,000	93.0	1,958,032	99.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	184,010	94.4	185,961	126.4	163,010	88.6	166,512	89.5
地 方 特 例 交 付 金	192,825	54.0	201,761	56.5	198,533	103.0	192,469	95.4
地 方 交 付 税	12,434,430	112.7	12,434,430	107.0	11,973,701	96.3	11,973,701	96.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	40,000	95.2	35,829	97.6	38,000	95.0	34,652	96.7
分 担 金 及 び 負 担 金	1,047,975	108.7	1,049,765	107.8	1,098,469	104.8	1,080,704	102.9
使 用 料 及 び 手 数 料	696,590	90.4	668,576	88.3	680,320	97.7	683,127	102.2
国 庫 支 出 金	19,324,949	100.0	17,888,042	103.0	19,788,369	102.4	18,252,680	102.0
府 支 出 金	6,065,099	101.9	5,584,663	102.0	5,990,608	98.8	5,690,995	101.9
財 産 収 入	188,559	67.2	182,625	59.0	141,561	75.1	147,515	80.8
寄 附 金	133,217	456.0	122,639	482.0	37,948	28.5	16,596	13.5
繰 入 金	501,602	183.4	217,110	100.6	2,303,703	459.3	1,524,828	702.3
繰 越 金	939,023	255.5	939,023	255.5	773,525	82.4	773,525	82.4
諸 収 入	844,637	129.7	928,094	118.9	947,241	112.1	976,601	105.2
市 債	11,996,900	119.6	8,673,100	155.2	8,289,400	69.1	6,101,300	70.3
計	85,416,071	104.9	79,624,954	106.7	83,531,462	97.8	78,746,384	98.9

(2) 歳出

(単位：千円、%)

款 別	24年度				25年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
議 会 費	554,302	82.6	541,487	82.8	513,177	92.6	502,469	92.8
総 務 費	9,254,407	120.8	8,874,411	124.6	5,921,562	64.0	5,498,079	62.0
民 生 費	40,240,398	101.1	38,989,690	102.9	41,941,365	104.2	40,640,229	104.2
衛 生 費	4,407,791	100.2	4,030,607	97.6	4,291,440	97.4	3,861,647	95.8
産 業 経 済 費	344,077	128.4	208,428	84.8	343,355	99.8	299,455	143.7
土 木 費	5,776,237	98.0	5,093,224	94.9	6,621,420	114.6	5,832,976	114.5
消 防 費	2,834,144	96.5	2,830,403	96.6	2,870,118	101.3	2,861,054	101.1
教 育 費	11,626,476	110.5	8,009,416	124.4	9,763,045	84.0	7,214,932	90.1
災 害 復 旧 費	50	100.0	0	0.0	50	100.0	0	0.0
公 債 費	8,027,530	106.2	7,960,510	110.3	8,692,280	108.3	8,543,610	107.3
諸 支 出 金	2,314,681	141.1	2,313,253	141.1	2,477,702	107.0	2,469,982	106.8
予 備 費	35,978	41.9	0	0.0	95,948	266.7	0	0.0
計	85,416,071	104.9	78,851,429	107.1	83,531,462	97.8	77,724,433	98.6

図3 平成25年度一般会計歳入・歳出決算額の構成



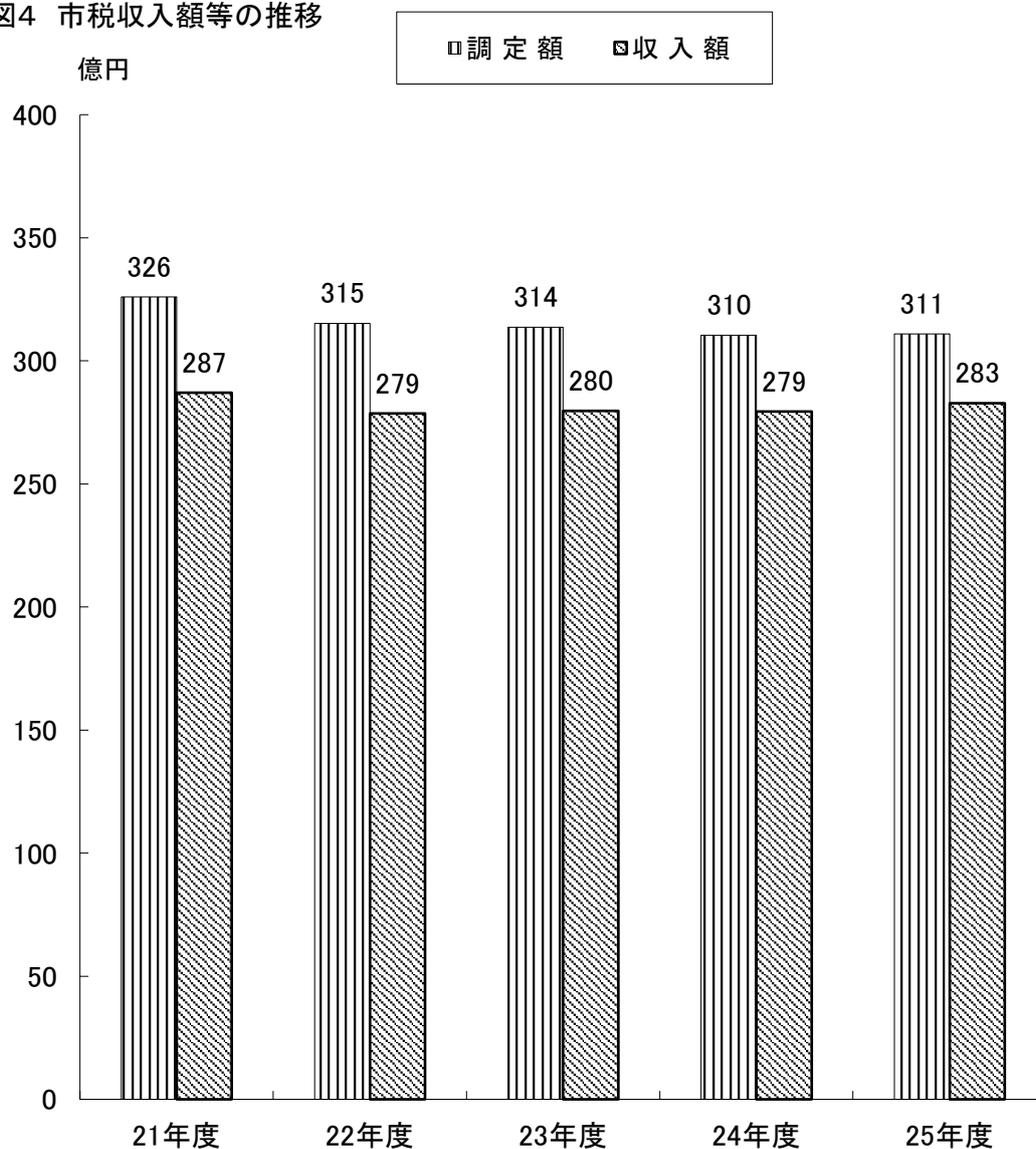
Ⅲ 市税総括

1 市税収入額等の推移

(単位：千円、%)

区分 年度	予 算 額		調 定 額		収 入 額	
		前年度比		前年度比		前年度比
21	29,109,636	95.6	32,602,077	96.4	28,705,758	96.0
22	28,402,609	97.6	31,526,670	96.7	27,856,740	97.0
23	28,390,507	100.0	31,370,496	99.5	27,966,759	100.4
24	28,110,245	99.0	31,041,868	99.0	27,938,969	99.9
25	28,591,064	101.7	31,098,819	100.2	28,279,333	101.2

図4 市税収入額等の推移



2 税目別調定額及び収入額

(単位：千円、%)

税目		年度	23年度			24年度			25年度		
			調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
市 民 税	個人	現年	10,603,902	10,263,764	96.8	11,017,298	10,720,420	97.3	10,978,905	10,714,187	97.6
		滞繰	1,025,206	273,617	26.7	990,926	272,360	27.5	881,754	274,091	31.1
		計	11,629,108	10,537,381	90.6	12,008,224	10,992,780	91.5	11,860,659	10,988,278	92.6
	法人	現年	1,818,065	1,790,940	98.5	1,847,469	1,827,345	98.9	1,917,284	1,907,091	99.5
		滞繰	60,264	5,590	9.3	72,778	24,374	33.5	58,574	8,853	15.1
		計	1,878,329	1,796,530	95.6	1,920,247	1,851,719	96.4	1,975,858	1,915,944	97.0
計			13,507,437	12,333,911	91.3	13,928,471	12,844,499	92.2	13,836,517	12,904,222	93.3
固定 資産 税	純固定資産税	現年	11,062,177	10,762,003	97.3	10,596,415	10,342,000	97.6	10,673,012	10,445,256	97.9
		滞繰	1,515,101	318,707	21.0	1,349,806	269,430	20.0	1,244,723	237,884	19.1
		計	12,577,278	11,080,710	88.1	11,946,221	10,611,430	88.8	11,917,735	10,683,140	89.6
	交(納)付金	現年	269,750	269,750	100.0	283,119	283,119	100.0	286,425	286,425	100.0
	計			12,847,028	11,350,460	88.4	12,229,340	10,894,549	89.1	12,204,160	10,969,565
軽自動車税	現年	197,209	183,496	93.0	201,574	188,082	93.3	206,580	194,040	93.9	
	滞繰	55,954	6,554	11.7	50,932	6,345	12.5	47,463	6,094	12.8	
	計	253,163	190,050	75.1	252,506	194,427	77.0	254,043	200,134	78.8	
市たばこ税	現年	1,545,002	1,545,002	100.0	1,548,788	1,548,788	100.0	1,745,355	1,745,355	100.0	
特別土地保有税	現年	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
	滞繰	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	
	計	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	
入湯税	現年	7,201	7,201	100.0	7,288	7,288	100.0	5,365	5,365	100.0	
都市計画税	現年	2,530,938	2,456,227	97.0	2,443,832	2,379,529	97.4	2,449,840	2,392,705	97.7	
	滞繰	385,587	83,908	21.8	337,503	69,889	20.7	309,399	61,987	20.0	
	計	2,916,525	2,540,135	87.1	2,781,335	2,449,418	88.1	2,759,239	2,454,692	89.0	
合計	現年	28,034,244	27,278,383	97.3	27,945,783	27,296,571	97.7	28,262,766	27,690,424	98.0	
	滞繰	3,336,252	688,376	20.6	3,096,085	642,398	20.7	2,836,053	588,909	20.8	
	計	31,370,496	27,966,759	89.1	31,041,868	27,938,969	90.0	31,098,819	28,279,333	90.9	

3 市税調定額の構成比

(単位：%)

税目 \ 年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
個人市民税	40.2	37.8	37.1	38.7	38.1
法人市民税	4.2	5.3	6.0	6.2	6.4
固定資産税	40.3	41.3	41.0	39.4	39.3
軽自動車税	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
市たばこ税	4.3	4.4	4.9	5.0	5.6
特別土地保有税	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9
入湯税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都市計画税	9.3	9.4	9.3	9.0	8.9

4 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額

(単位：円)

	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
人口	242,801人		242,587人		242,696人		242,087人		241,003人	
世帯数	106,280世帯		107,050世帯		107,872世帯		107,607世帯		108,077世帯	
	1人あたり	1世帯あたり								
市 民 税	54,183	123,784	50,944	115,446	50,820	114,338	53,057	119,365	53,544	119,398
個人市民税	48,915	111,749	44,367	100,541	43,418	97,684	45,408	102,157	45,594	101,671
法人市民税	5,268	12,035	6,577	14,905	7,402	16,654	7,649	17,208	7,950	17,727
固定資産税	46,923	107,198	46,855	106,179	46,768	105,222	45,003	101,244	45,516	101,498
軽自動車税	765	1,747	772	1,750	783	1,762	803	1,807	831	1,852
市たばこ税	5,752	13,141	5,735	12,996	6,366	14,323	6,398	14,393	7,242	16,149
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入湯税	31	71	30	69	30	67	30	68	22	50
都市計画税	10,574	24,155	10,495	23,782	10,466	23,548	10,118	22,762	10,185	22,712
合 計	118,228	270,096	114,831	260,222	115,233	259,260	115,409	259,639	117,340	261,659

(人口・世帯数は、外国人登録含む。各年度末現在)

IV 市民税

1 個人市民税

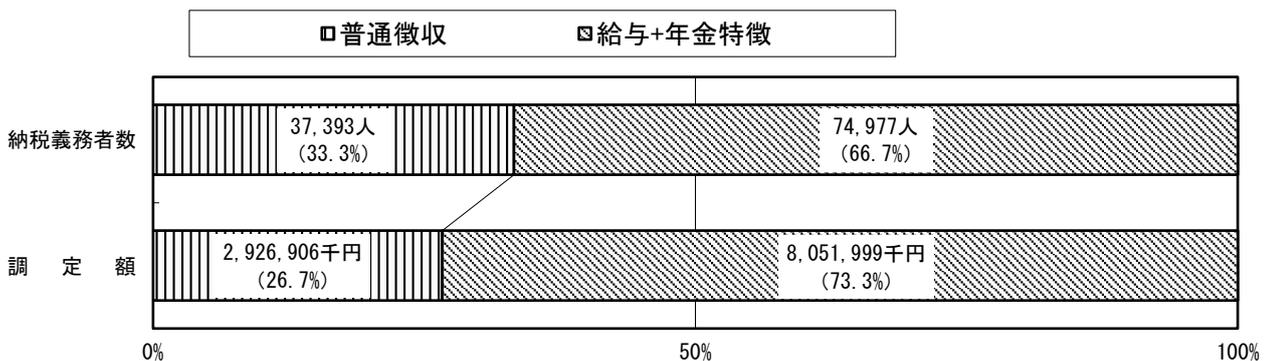
(1) 納税義務者数

(単位：人、%)

区分	年度	23年度			24年度			25年度		
		納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比
普通徴収	所得割のみ	68	11.9	0.2	1,706	2,508.8	4.5	1,172	68.7	3.1
	均等割のみ	3,480	101.4	9.5	3,036	87.2	7.9	3,244	106.9	8.7
	均等割・所得割	33,061	98.3	90.3	33,498	101.3	87.6	32,977	98.4	88.2
	計	36,609	97.3	100.0	38,240	104.5	100.0	37,393	97.8	100.0
	所得割	33,129	96.9		35,204	106.3		34,149	97.0	
	均等割	36,541	98.6		36,534	100.0		36,221	99.1	
給与特別徴収	所得割のみ	0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0
	均等割のみ	1,129	102.8	2.0	982	87.0	1.7	1,109	112.9	1.9
	均等割・所得割	55,356	101.2	98.0	57,801	104.4	98.3	58,450	101.1	98.1
	計	56,485	101.2	100.0	58,783	104.1	100.0	59,559	101.3	100.0
	所得割	55,356	101.2		57,801	104.4		58,450	101.1	
	均等割	56,485	101.2		58,783	104.1		59,559	101.3	
公的年金特別徴収	所得割のみ	0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0
	均等割のみ	1,832	100.5	3.2	2,092	114.2	3.6	2,346	112.1	3.9
	均等割・所得割	12,721	101.5	22.5	12,552	98.7	21.4	13,072	104.1	21.9
	計	14,553	101.3	25.8	14,644	100.6	24.9	15,418	105.3	25.9
	所得割	12,721	101.5		12,552	98.7		13,072	104.1	
	均等割	14,553	101.3		14,644	100.6		15,418	105.3	
合計	所得割のみ	68	11.9	0.1	1,706	2,508.8	1.5	1,172	68.7	1.0
	均等割のみ	6,441	101.4	6.0	6,110	94.9	5.5	6,699	109.6	6.0
	均等割・所得割	101,138	100.3	94.0	103,851	102.7	93.0	104,499	100.6	93.0
	計	107,647	99.9	100.0	111,667	103.7	100.0	112,370	100.6	100.0
	所得割	101,206	99.8		105,557	104.3		105,671	100.1	
	均等割	107,579	100.3		109,961	102.2		111,198	101.1	

(各年度 最終調定による)

図5 平成25年度納税義務者数及び調定額の構成（滞納繰越分を除く）



(2) 給与に係る特別徴収義務者数

(単位：者、%)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
特別徴収義務者数	19,257	18,780	19,008	19,222	19,343
前年度比	99.3	97.5	97.5	101.1	100.6

(各年度最終調定による(ただし、26年度は課税状況調第3表による))

(3) 調定額

(単位：千円、%)

年度 区分		23年度			24年度			25年度			
		調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	
普通徴収	所得割	2,774,927	97.2		2,855,862	102.9		2,829,397	99.1		
	均等割	99,369	98.2		99,378	100.0		97,509	98.1		
	計	2,874,296	97.3	27.4	2,955,240	102.8	26.8	2,926,906	99.0	26.7	
特別徴収	給与	所得割	6,939,626	96.2		7,404,746	106.7		7,392,731	99.8	
		均等割	170,349	99.8		169,792	99.7		170,814	100.6	
		計	7,109,975	96.3	67.8	7,574,538	106.5	68.8	7,563,545	99.9	68.9
	公的年金等	所得割	472,590	100.4		451,733	95.6		451,529	100.0	
		均等割	35,939	99.7		35,787	99.6		36,925	103.2	
		計	508,529	100.4	4.8	487,520	95.9	4.4	488,454	100.2	4.4
合計	所得割	10,187,143	96.6		10,712,341	105.2		10,673,657	99.6		
	均等割	305,657	99.3		304,957	99.8		305,248	100.1		
	計	10,492,800	96.7	100.0	11,017,298	105.0	100.0	10,978,905	99.7	100.0	

(各年度最終調定による)

(4) 納税義務者1人あたり調定額

(単位：円、%)

年度 区分	23年度		24年度		25年度	
	調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
普通徴収	78,513	100.0	77,281	98.4	78,274	101.3
給与特別徴収	125,874	100.2	128,856	102.4	126,992	98.6
年金特別徴収	34,943	99.0	33,291	95.3	31,681	95.2
全体	97,474	96.8	98,662	101.2	97,703	99.0

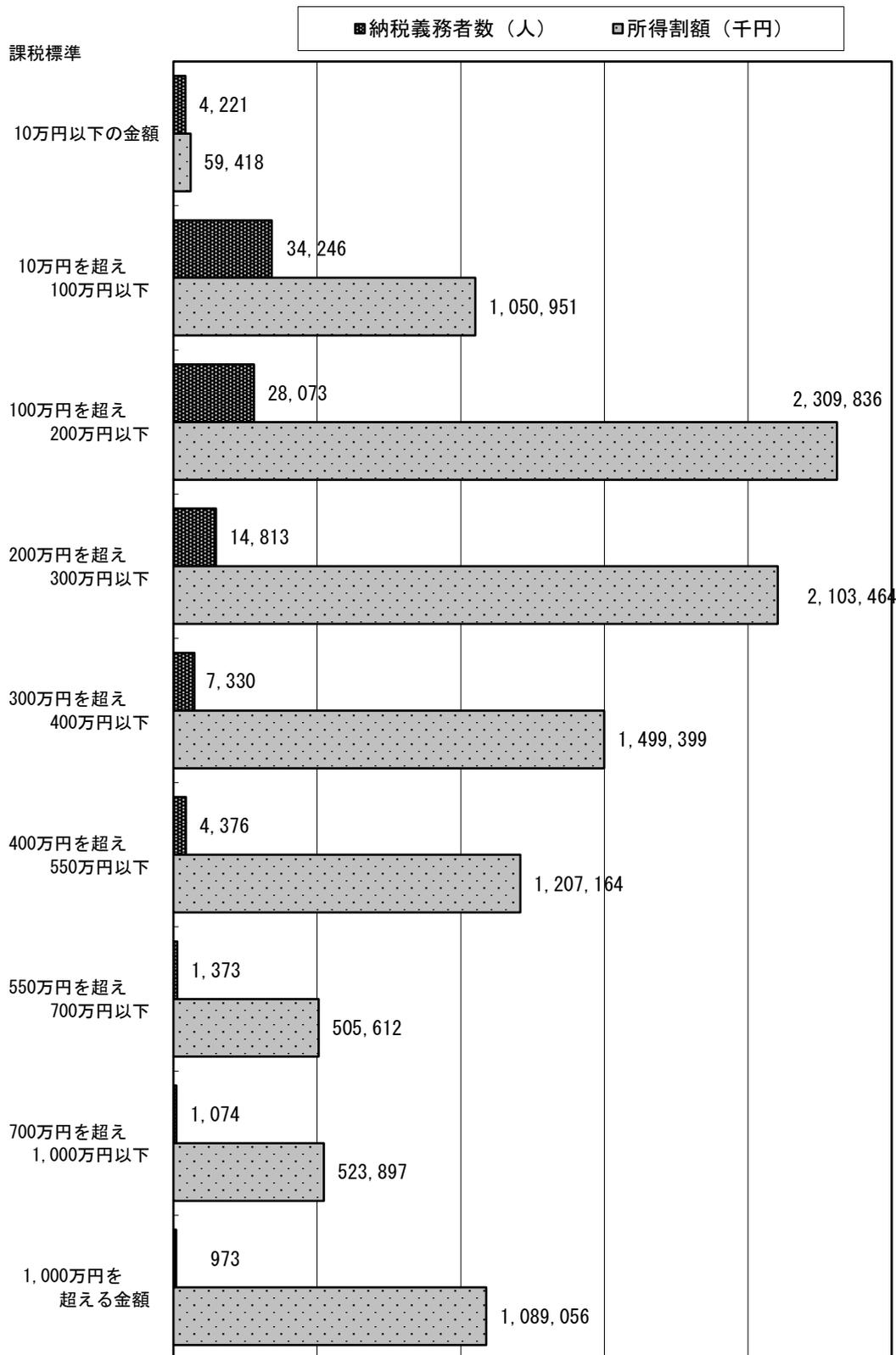
(各年度最終調定による)

(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等

年 度	所得者区分		給与所得者	営業等 所得者	農業所得者	その他の 所得者	家屋屋敷 等のみ	分離譲渡 所得者	合 計
	納税義務者数 (人)	構成比 (%)							
24 年度		納税義務者数 (人)	77,069	5,723	4	18,757	6	—	101,559
		構成比 (%)	75.9	5.6	0.0	18.5	0.1	—	100.0
	市民税額 (千円)	9,045,119	487,917	89	1,367,264	18	—	10,900,407	
		構成比 (%)	83.0	4.5	0.0	12.5	0.4	—	100.0
	1人あたりの 市民税額 (円)	117,364	85,256	22,250	72,894	3,000	—	107,331	
		所得割を納める者	納税義務者数 (人)	74,991	4,962	4	16,371	—	423
	所得金額 (千円)	233,728,181	13,523,934	5,134	35,545,608	—	1,675,836	284,478,693	
		構成比 (%)	82.2	4.8	0.0	12.5	—	0.6	100.0
	1人あたりの 所得額 (円)	3,116,750	2,725,501	1,283,500	2,171,255	—	3,961,787	2,940,318	
		25 年度		納税義務者数 (人)	77,127	5,669	6	19,003	100
構成比 (%)	75.7			5.6	0.0	18.6	0.1	—	100.0
市民税額 (千円)	8,893,574		506,852	304	1,343,383	300	—	10,744,413	
	構成比 (%)		82.8	4.7	0.0	12.5	0.0	—	100.0
1人あたりの 市民税額 (円)	115,311		89,408	50,667	70,693	3,000	—	105,436	
	所得割を納める者		納税義務者数 (人)	74,858	4,899	5	16,385	—	512
所得金額 (千円)	231,749,128		13,729,025	9,745	35,007,685	—	2,172,703	282,668,286	
	構成比 (%)		82.0	4.9	0.0	12.4	—	0.8	100.0
1人あたりの 所得額 (円)	3,095,850		2,802,414	1,949,000	2,136,569	—	4,243,561	2,924,387	
	26 年度			納税義務者数 (人)	76,905	5,623	3	19,250	45
構成比 (%)		75.6		5.5	0.0	18.9	0.0	—	100.0
市民税額 (千円)		8,809,389	508,935	215	1,384,262	158	—	10,702,959	
		構成比 (%)	82.3	4.8	0.0	12.9	0.0	—	100.0
1人あたりの 市民税額 (円)		114,549	90,510	71,667	71,910	3,511	—	105,110	
		所得割を納める者	納税義務者数 (人)	74,547	4,840	3	16,125	—	964
所得金額 (千円)		228,636,856	13,608,434	7,815	34,295,302	—	4,469,995	281,018,402	
		構成比 (%)	81.4	4.8	0.0	12.2	—	1.6	100.0
1人あたりの 所得額 (円)		3,067,016	2,811,660	2,605,000	2,126,840	—	4,636,924	2,912,742	

(各年度 課税状況調第2表、5表～11表による)

図6 平成26年度 課税標準段階別所得割額等の構成



(課税状況調第12表による)

2 法人市民税

(1) 法人数

(単位：人)

区 分		年 度		
		23年度	24年度	25年度
法 人 数		4,285	4,350	4,316
資本金別	1億円を超える法人及び相互会社	373	372	372
	1千万円を超え1億円以下の法人	606	614	590
	1千万円以下の法人	3,306	3,364	3,354

(2) 平成25年度均等割号別納税義務者数

(単位：人)

	1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人	計
税 額	60,000円	144,000円	156,000円	180,000円	192,000円	480,000円	492,000円	2,100,000円	3,600,000円	
法人数	3,320	34	535	55	133	18	181	8	32	4,316

(平成26年3月31日現在)

(3) 調定額

(単位：円、%)

		23年度		24年度		25年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
均等割	現年度	504,306,000	98.1	522,460,000	103.6	516,364,000	98.8
	過年度	2,939,000	39.6	6,344,000	215.9	8,894,000	140.2
	計	507,245,000	97.3	528,804,000	104.3	525,258,000	99.3
法人税割	現年度	1,273,784,800	121.1	1,282,254,900	100.7	1,368,097,800	106.7
	過年度	37,034,900	95.5	36,410,000	98.3	23,927,700	65.7
	計	1,310,819,700	120.2	1,318,664,900	100.6	1,392,025,500	105.6
合計		1,818,064,700	112.8	1,847,468,900	101.6	1,917,283,500	103.8

(4) 平成25年度業種別調定額

(単位：件、円)

	業 種					
	農・林・漁 ・鉱業	建設業	製造業	卸・小売	飲食業	金融・保険業
申告数	6	864	639	1,339	283	113
調定額	488,200	113,133,300	524,587,000	431,823,600	44,994,200	215,346,300

	業 種					合 計
	不動産業	運輸・通信業	サービス・ 電気・ガス・ 水道業・その他	医療・福祉	教育・学習支援	
申告数	648	300	891	370	74	5,527
調定額	113,686,300	204,017,800	192,953,900	66,517,100	9,735,800	1,917,283,500

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税

(1) 納税義務者数

(単位：人、%)

区分	年度	24年度		25年度		26年度	
		納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比
土地		64,710	93.4	64,837	100.2	65,100	100.4
家屋		70,226	101.1	70,701	100.7	71,116	100.6
償却資産		1,171	101.6	1,151	98.3	1,121	97.4

(概要調書による)

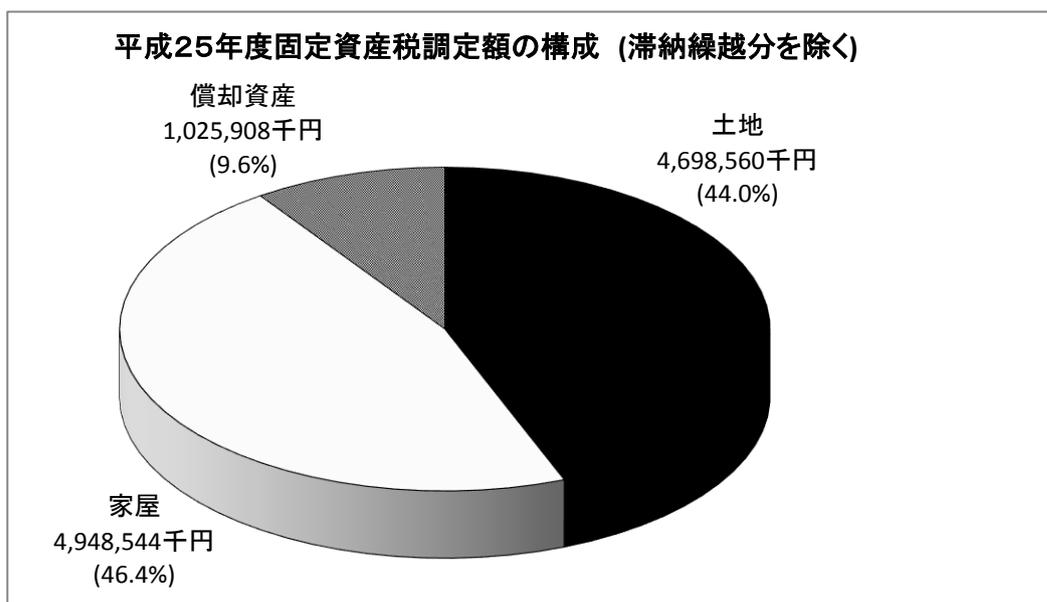
(2) 調定額

(単位：千円、%)

区分	年度	23年度		24年度		25年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
土地		4,933,245	96.4	4,768,715	96.7	4,698,560	98.5
家屋		5,085,903	102.7	4,807,238	94.5	4,948,544	102.9
小計		10,019,148	99.5	9,575,953	95.6	9,647,104	100.7
償却資産		1,043,029	96.8	1,020,462	97.8	1,025,908	100.5
合計		11,062,177	99.2	10,596,415	95.8	10,673,012	100.7

(最終調定による)

図7



(3) 土地

① 平成26年度地目別評価地積等の構成

地目	区分	評価総地積			免税点未満のもの		決定価格		単位あたり価格	
		筆数 (筆)	地積 (㎡)	構成比 (%)	筆数 (筆)	地積 (㎡)	総額 (千円)	免税点以上 のもの(千円)	平均価格 (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)
田	一般田	1,829	1,116,182	7.7	329	187,031	155,798	131,070	140	225
	介在田・市街化区域田	342	116,876	0.8	2	221	4,618,097	4,617,683	39,513	86,755
畑	一般畑	788	376,018	2.6	99	54,372	29,795	25,824	79	204
	介在畑・市街化区域畑	453	110,712	0.8	8	1,152	4,649,836	4,645,978	41,999	90,615
宅地		103,403	12,145,890	83.9	869	13,815	951,300,565	950,591,534	78,323	270,251
池沼		2	60	0.0	0	0	1	1	17	22
山林		333	112,862	0.8	29	9,041	1,134,422	1,133,411	17,876	63,083
原野		31	5,024	0.0	6	1,095	37	27	7	54
雑種地	ゴルフ場等の用地	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道用地(単体)	553	230,841	1.6	0	0	7,795,367	7,795,367	33,769	37,182
	鉄軌道用地(複合)	156	19,801	0.1	0	0	1,063,005	1,063,005	53,684	210,459
	その他の雑種地	827	234,074	1.6	21	1,643	7,436,007	7,434,190	31,768	119,382
合計		108,717	14,468,340	99.9	1,363	268,370	978,182,930	977,438,090	67,609	

(概要調書による)

② 地目別課税標準額及び地積(免税点以上のもの)

(単位:千円、㎡)

地目		年度	24年度	25年度	26年度
田	課税標準額		1,981,158	1,776,210	1,655,938
	地積		1,075,840	1,062,334	1,045,806
畑	課税標準額		1,635,361	1,597,458	1,533,102
	地積		443,956	441,213	431,206
宅地	課税標準額		334,505,349	329,859,049	326,834,835
	地積		12,099,122	12,110,153	12,132,075
池沼	課税標準額		1	1	1
	地積		61	61	60
山林	課税標準額		827,455	784,916	768,519
	地積		105,400	103,382	103,821
原野	課税標準額		25	27	27
	地積		3,589	3,929	3,929
雑種地	鉄軌道用地	課税標準額	6,306,201	6,234,420	6,176,968
		地積	250,654	250,642	250,642
	その他の雑種地	課税標準額	5,289,430	5,063,868	4,999,363
		地積	240,310	232,896	232,431
合計		課税標準額	350,544,980	345,315,949	341,968,753
		地積	14,218,932	14,204,610	14,199,970

(概要調書による)

(4) 家屋

① 平成26年度用途・構造別評価額及び床面積

用途別	区分	総 数				免税点未満のもの		
		評価額(千円)	棟 数	床面積(m ²)	平均価格(円/m ²)	評価額(千円)	床面積(m ²)	
木造	専 用 住 宅	103,991,309	50,718	4,170,564	24,935	118,411	49,270	
	共同住宅・寄宿舎	4,110,124	1,365	286,335	14,354	222	73	
	併 用 住 宅	2,936,793	3,018	245,158	11,979	4,353	1,676	
	工 場 ・ 倉 庫	181,582	530	35,754	5,079	4,239	2,403	
	そ の 他	802,038	2,611	121,900	6,579	25,989	19,430	
	計	112,021,846	58,242	4,859,711	23,051	153,214	72,852	
非木造	事務所・店舗・銀行	鉄骨鉄筋造	6,987,915	14	92,892	75,226	0	0
		鉄筋造	6,803,797	143	149,347	45,557	0	0
		鉄骨造	29,594,202	896	611,437	48,401	0	0
		軽量鉄骨造	372,690	139	19,065	19,548	68	10
		ブロック造	3,092	7	177	17,469	0	0
		計	43,761,696	1,199	872,918	50,133	68	10
	住宅・アパート	鉄骨鉄筋造	33,459,577	67	571,695	58,527	0	0
		鉄筋造	75,644,964	1,716	1,404,552	53,857	541	93
		鉄骨造	36,766,434	4,042	901,437	40,786	41	13
		軽量鉄骨造	15,906,423	3,117	479,596	33,166	319	246
		ブロック造	113,575	252	9,834	11,549	1,442	362
		計	161,890,973	9,194	3,367,114	48,080	2,343	714
	ホテル・病院	鉄骨鉄筋造	898,844	3	7,337	122,508	0	0
		鉄筋造	4,126,182	34	59,557	69,281	0	0
		鉄骨造	1,788,475	43	25,889	69,082	0	0
		軽量鉄骨造	28,633	4	835	34,291	0	0
		ブロック造	0	0	0	0	0	0
		計	6,842,134	84	93,618	73,086	0	0
	工場・倉庫・市場	鉄骨鉄筋造	140,370	4	7,712	18,202	0	0
		鉄筋造	1,527,002	76	48,626	31,403	0	0
		鉄骨造	19,040,024	1,073	791,803	24,046	0	0
		軽量鉄骨造	586,651	347	81,436	7,204	694	162
		ブロック造	59,958	133	6,322	9,484	688	158
		計	21,354,005	1,633	935,899	22,817	1,382	320
	その他	鉄骨鉄筋造	1,709,029	3	19,893	85,911	0	0
		鉄筋造	17,457,914	11,005	451,209	38,691	14	0
		鉄骨造	6,014,131	100	135,751	44,303	0	0
		軽量鉄骨造	87,729	62	6,261	14,012	0	0
		ブロック造	19,671	77	1,799	10,934	305	73
		計	25,288,474	11,247	614,913	41,125	319	73
合計	鉄骨鉄筋造	43,195,735	91	699,529	61,750	0	0	
	鉄筋造	105,559,859	12,974	2,113,291	49,950	555	93	
	鉄骨造	93,203,266	6,154	2,466,317	37,790	41	13	
	軽量鉄骨造	16,982,126	3,669	587,193	28,921	1,081	418	
	ブロック造	196,296	469	18,132	10,826	2,435	593	
	計	259,137,282	23,357	5,884,462	44,038	4,112	1,117	

(概要調書による)

② 平成26年度家屋の増減

増減区分 用途別		新 増 分			減 少 分		
		床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数
木 造	専 用 住 宅	62,476	4,097,694	615	22,265	236,034	289
	併 用 住 宅	732	43,739	6	3,336	32,820	34
	共同住宅・寄宿舍	3,755	235,663	11	7,268	61,773	33
	工 場 ・ 倉 庫	46	1,075	3	1,372	4,966	13
	そ の 他	824	41,392	10	1,934	10,045	26
	小 計	67,833	4,419,563	645	36,175	345,638	395
非 木 造	事務所・店舗・銀行	9,553	753,842	23	2,416	81,520	8
	住宅・アパート	33,898	2,559,162	48	5,501	70,217	22
	工場・倉庫・市場	2,045	104,253	8	5,925	55,852	22
	そ の 他	11,232	1,301,076	7	686	29,347	12
	小 計	56,728	4,718,333	86	14,528	236,936	64
合 計		124,561	9,137,896	731	50,703	582,574	459

(概要調書による)

(5) 償却資産

平成26年度課税標準額の内訳

(単位：千円)

	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳		
			特例該当分(ア)	(ア)以外	
た市 も長 の が 価 格 等 を 決 定 し	構 築 物	12,868,404	12,854,920	27,814	12,827,106
	機 械 及 び 装 置	16,727,165	16,685,785	63,078	16,622,707
	船 舶	352	352	0	352
	車 両 及 び 運 搬 具	536,973	536,973	0	536,973
	工 具 器 具 及 び 備 品	13,311,493	13,311,493	0	13,311,493
	小 計	43,444,387	43,389,523	90,892	43,298,631
	法第389条の規定により総務大臣 が価格等を決定し配分したもの	28,802,107	27,918,821		
	合 計	72,246,494	71,308,344		

(概要調書による)

(6) 交付金・納付金

年度別交付(納付)額

(単位：千円、%)

区分	24年度		25年度		26年度	
	金 額	前年度比	金 額	前年度比	金 額	前年度比
交付金	283,119	105.0	286,425	101.2	286,652	100.1
納付金	0	0.0	0	0.0	—	—
合 計	283,119	105.0	286,425	101.2	286,652	100.1

(概要調書による)

2 都市計画税

(1) 納税義務者数及び調定額

年度	24年度	25年度	26年度
区分			
納税義務者数 (人)	77,365	77,685	78,002
前年度比 (%)	101.7	100.4	100.4
調定額 (千円)	2,443,832	2,449,840	2,474,214
前年度比 (%)	96.6	100.2	101.0

(各年度最終調定による。ただし、26年度は概要調書による。)

3 特別土地保有税

(1) 一般分

区分	保有分 (基準面積が5,000㎡以上のもの)							取得分 (基準面積が5,000㎡以上のもの)						
	件数	面積 (㎡)	取得価格 (千円)	固定資産税 課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	免除認定 税額 (千円)	申告額 (千円)	件数	面積 (㎡)	取得価格 (千円)	固定資産税 課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	免除認定 税額 (千円)	申告額 (千円)
19年度	1	8,820	1,620,623	1,024,490	8,346	8,346	0	1	8,820	1,620,623	613,727	24,069	24,069	0
20年度 以降	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(最終調定による)

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1 軽自動車税

(1) 車種別課税台数及び調定額

(単位：台、千円、%)

区分		年度	税率 (円)	24年度			25年度			26年度		
				台数	調定額	前年度比	台数	調定額	前年度比	台数	調定額	前年度比
原動機付自転車	50cc以下	1,000	22,457	22,457	96.6	21,692	21,692	96.6	21,147	21,147	97.5	
	90cc以下	1,200	1,048	1,258	94.4	973	1,168	92.8	935	1,122	96.1	
	125cc以下	1,600	4,566	7,306	109.9	4,950	7,920	108.4	5,256	8,410	106.2	
	ミニカー	2,500	76	190	98.4	85	212	111.6	89	223	105.2	
	小計		28,147	31,211	99.4	27,700	30,992	99.3	27,427	30,902	99.7	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪のもの	2,400	3,359	8,062	98.4	3,322	7,973	98.9	3,336	8,006	100.4	
	三輪のもの	3,100	1	3	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
	四輪のもの 乗用	営業用	5,500	7	38	86.4	11	60	157.9	14	77	128.3
		自家用	7,200	17,127	123,314	104.1	17,924	129,053	104.7	18,871	135,871	105.3
	貨物	営業用	3,000	511	1,533	94.5	491	1,473	96.1	497	1,491	101.2
		自家用	4,000	6,860	27,440	99.4	6,686	26,744	97.5	6,715	26,860	100.4
	農耕用	1,600	20	32	118.5	23	37	115.6	30	48	129.7	
	特殊作業用	4,700	93	437	91.2	97	456	104.3	97	456	100.0	
	小計		27,978	160,859	102.8	28,554	165,796	103.1	29,560	172,809	104.2	
二輪の小型自動車	4,000	2,376	9,504	101.5	2,448	9,792	103.0	2,486	9,944	101.6		
合計		58,501	201,574	102.2	58,702	206,580	102.5	59,473	213,655	103.4		

(各年度決算における数値(ただし、26年度は課税状況調による))

2 市たばこ税

(1) 調定額等

年度 区分	23年度	24年度	25年度
消費本数 (千本)	旧3級品 11,462	旧3級品 14,123	旧3級品 15,782
	旧3級品以外 329,120	旧3級品以外 328,683	旧3級品以外 327,599
税率	旧3級品 1000本につき2,190円	旧3級品 1000本につき2,190円	旧3級品 1000本につき2,495円
	旧3級品以外 1000本につき4,618円	旧3級品以外 1000本につき4,618円	旧3級品以外 1000本につき5,262円
調定額 (千円)	1,545,002	1,548,788	1,745,355
前年度比 (%)	111.1	100.2	112.7

(各年度 最終調定による)

3 入湯税

(1) 調定額等

(単位：人、円)

年度	23年度	24年度	25年度
特別徴収義務者数	2	2	2
課税対象 となった 入湯客数	宿泊する者	0	0
	宿泊しない者	96,008	97,169
調定額	7,200,600	7,287,675	5,365,125

*平成25年4月、特別徴収義務者1社は、鉱泉の利用を停止

*入湯税の税率(1人1日)は、宿泊する者150円、宿泊しない者75円

VII 地方譲与税及び府交付金等

1 地方譲与税

(1) 地方揮発油譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
23	30,581,000	43,230,000	31,712,000	105,523,000
24	31,289,000	43,907,000	32,162,000	107,358,000
25	29,933,000	38,131,000	35,369,000	103,433,000

(2) 自動車重量譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
23	77,160,000	112,944,000	83,767,000	273,871,000
24	78,650,000	98,756,000	76,218,000	253,624,000
25	67,725,000	96,253,000	71,136,000	235,114,000

(3) 地方道路譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
23	113	314	41	468
24	475	22	2	499
25	1	1	1	3

2 府交付金等

(1) 利子割交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
23	56,787,000	40,509,000	35,526,000	132,822,000
24	50,688,000	34,590,000	36,983,000	122,261,000
25	50,603,000	35,214,000	32,900,000	118,717,000

(2) 配当割交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
23	29,245,000	3,072,000	53,759,000	86,076,000
24	27,262,000	3,847,000	63,431,000	94,540,000
25	30,413,000	5,588,000	136,294,000	172,295,000

(3) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円)

年度	交付額
23	19,097,000
24	21,720,000
25	264,255,000

(4) 地方消費税交付金

(単位：円)

年度	6月期分	9月期分	12月期分	3月期分	計
23	474,556,000	630,658,000	365,706,000	517,118,000	1,988,038,000
24	474,258,000	624,996,000	366,244,000	509,365,000	1,974,863,000
25	482,372,000	653,211,000	302,429,000	520,020,000	1,958,032,000

(5) 自動車取得税交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
23	37,738,000	50,198,000	59,135,000	147,071,000
24	59,852,000	59,670,000	66,439,000	185,961,000
25	49,210,000	53,147,000	64,155,000	166,512,000

(6) 旧法による自動車取得税交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
23	2,000	0	2,000	4,000
24	0	0	0	0
25	0	0	0	0

(7) 府民税徴収委託金

(単位：円)

年度	8月期分	11月期分	2月期分	5月期分	計
23	83,185,260	87,494,483	82,024,162	81,325,933	334,029,838
24	78,887,250	86,557,584	81,119,468	80,751,799	327,316,101
25	80,685,527	87,149,559	80,950,380	79,726,864	328,512,330

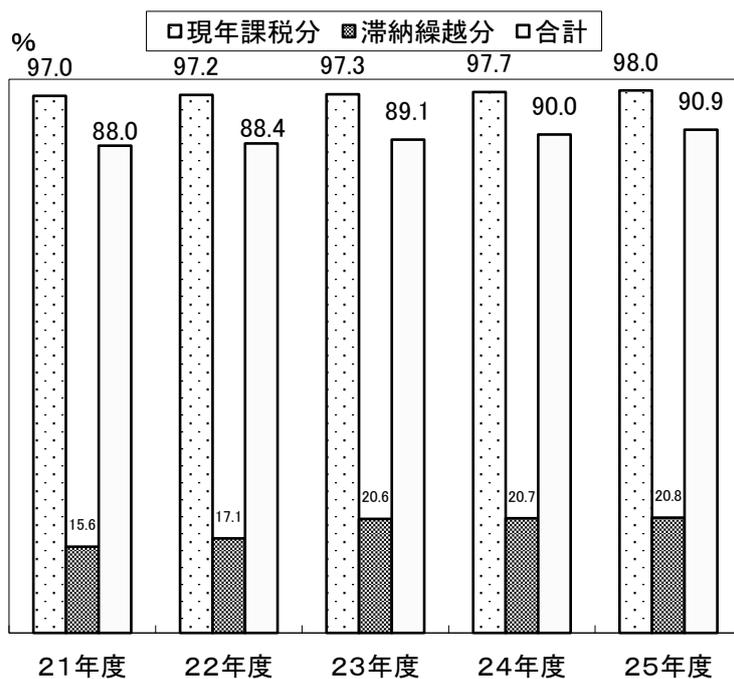
VIII 徴収

1 徴収率の推移

(単位：%)

税目	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
個人市民税	現年課税分	96.5	96.8	96.8	97.3	97.6
	滞納繰越分	23.7	24.9	26.7	27.5	31.1
法人市民税	現年課税分	96.4	98.7	98.5	98.9	99.5
	滞納繰越分	21.2	6.1	9.3	33.5	15.1
固定資産税	現年課税分	97.3	97.3	97.4	97.7	97.9
	滞納繰越分	13.6	15.9	21.0	20.0	19.1
軽自動車税	現年課税分	91.3	92.2	93.0	93.3	93.9
	滞納繰越分	11.7	10.5	11.7	12.5	12.8
入湯税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
都市計画税	現年課税分	97.1	96.9	97.0	97.4	97.7
	滞納繰越分	14.0	16.3	21.8	20.7	20.0
市税合計	現年課税分	97.0	97.2	97.3	97.7	98.0
	滞納繰越分	15.6	17.1	20.6	20.7	20.8
	合計	88.0	88.4	89.1	90.0	90.9

図8 徴収率の推移



2 歳出還付金、還付加算金

(単位：件、円)

区分 年度	個人市民税・府民税			法人市民税		
	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金
23	1,006	37,483,563	713,400	155	25,017,600	915,300
24	1,209	31,343,817	1,144,600	165	39,596,000	1,357,200
25	1,178	30,155,935	883,800	193	34,879,900	1,172,200

区分 年度	固定資産税・都市計画税			軽自動車税			計		
	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金
23	150	53,927,820	10,537,599	14	62,200	—	1,325	116,491,183	12,166,299
24	394	13,712,400	2,824,589	8	24,000	—	1,776	84,676,217	5,326,389
25	634	41,038,680	15,754,265	21	49,200	—	2,026	106,123,715	17,810,265

3 不納欠損額

(単位：円)

	23年度	24年度	25年度
個人市民税	94,615,249	131,600,319	106,848,417
法人市民税	9,020,000	9,953,700	5,479,571
固定資産税	145,770,086	89,595,937	75,970,761
軽自動車税	12,086,953	9,584,300	9,235,328
都市計画税	38,631,366	22,401,782	18,881,562
合計	300,123,654	263,136,038	216,415,639

4 平成25年度口座振替（自動払込）額

(単位：人、%、円)

	納税義務者数	振替者数	加入率	現年課税分収入済額	振替納付額	振替率
個人市民税	35,233	2,931	8.3	2,674,110,689	587,731,591	22.0
固定資産税 都市計画税	78,425	11,496	14.7	11,814,971,084	2,243,600,900	19.0
軽自動車税	45,883	1,585	3.5	194,039,792	7,213,700	3.7
合計	159,541	16,012	10.0	14,683,121,565	2,838,546,191	19.3

IX その他

1 徴税費の状況

(単位：千円、%)

年度 区分		23年度			24年度			25年度			
		決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	
税収入額	市税 (1)	27,966,759	100.4		27,938,969	99.9		28,279,333	101.2		
	個人府民税 (2)	6,932,667	98.0		7,244,729	104.5		7,250,792	100.1		
	計 (3)	34,899,426	99.9		35,183,698	100.8		35,530,125	101.0		
徴税費	人件費	基本給	236,678	94.5	37.4	215,168	90.9	39.1	204,242	94.9	40.2
		諸手当	164,850	98.2	26.1	164,709	99.9	29.9	145,537	88.4	28.6
		時間外勤務手当	23,797	138.2	3.8	29,736	125.0	5.4	14,692	49.4	2.9
		税務特別手当	516	91.8	0.1	497	96.3	0.1	425	85.5	0.0
		その他の手当	140,537	93.6	22.2	134,476	95.7	24.4	130,420	97.0	25.7
		その他 (共済費等)	78,464	94.0	12.4	73,374	93.5	13.3	69,958	95.3	13.8
		計	479,992	95.6	75.9	453,251	94.4	82.3	419,737	92.6	82.6
	需用費	旅費	91	87.5	0.0	117	128.6	0.0	128	109.4	0.0
		その他	152,421	96.1	24.1	96,979	63.6	17.7	88,299	91.0	17.4
		計	152,512	96.1	24.1	97,096	63.7	17.7	88,427	91.1	17.4
		納期前納付報奨金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
		その他	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
		合計 (4)	632,504	95.8	100.0	550,347	87.0	100.0	508,164	92.3	100.0
		府民税徴収取扱費 (5)	316,050	90.1		313,957	99.3		316,099	100.7	
	(4) - (5) = (6)	316,454	102.1	236,390		74.7	192,065		81.2		
税収入に対する徴税額の割合	(4) / (3)	1.8%			1.6%			1.4%			
	(6) / (1)	1.1%			0.8%			0.7%			
税務職員数		66人			64人			61人			

(各年度 課税状況調第39表による)

2 税務機構及び事務分掌

(1) 税務機構

平成26年10月1日現在

	税務室長	課長	課長代理	係長	副係長	主任～職員	計
市民税担当	1	1	1	2	1	16	22
固定資産税担当	—	1	—	4	—	16	21
納税担当	—	1	—	3	—	16	20
計	1	3	1	9	1	48	63

※ 主任～職員には再任用職員及び任期付短時間勤務職員を含む

(2) 税務室の事務分掌

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税及び府民税(以下「市税等」という。)の賦課、調査及び徴収に関すること。
- (4) 固定資産の評価に関すること。
- (5) 市税等の滞納処分に関すること。
- (6) 市税等の不納欠損に関すること。
- (7) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (8) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (11) 税宛名データの管理に関すること。

3 税務職員の年齢及び経験年数等

(1) 年齢別職員数

平成26年10月1日現在

年 齢 担当名	25歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	計	平均年齢
	未満	5歳	5歳	5歳	5歳	5歳	以上		
	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳				
市民税担当	3	5	2	3	4	2	3	22	37歳10月
固定資産税担当	0	1	1	0	1	5	13	21	50歳9月
納税担当	1	2	0	2	2	1	12	20	46歳6月
計	4	8	3	5	7	8	28	63	44歳11月

(2) 税務経験年数別職員数

平成26年10月1日現在

年 数 担当名	0年	2年	4年	6年	8年	10年	15年	計	平均経験年数
	1年	3年	5年	7年	9年	14年	以上		
市民税担当	7	9	3	3	0	0	0	22	2年10月
固定資産税担当	8	3	2	2	0	3	3	21	6年10月
納税担当	7	3	3	1	1	3	2	20	6年5月
計	22	15	8	6	1	6	5	63	5年4月

4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種 類	支給対象職員	支給額	摘 要
1	市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収 徴収金額の2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収 徴収金額の4/1000	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

5 税務証明

(1) 税務に関する各種証明書

	種別	使用目的	内容	備考
市民税担当	課税証明書 所得証明書 非課税証明書	1 金融機関等への借入申請 2 公営公団住宅入居申請 3 奨学金申請 4 各種保証人 5 その他	年間所得と当該年度に課税された額の証明	1件につき 300円
	法人所在地証明書	自動車車庫証明等	法人所在地の証明	
固定資産税担当	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 (登記官の依頼書要)
	評価証明書	1 資金借入 2 各種保証人 3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定 5 その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	1筆、1棟につき300円 (1筆又は1棟増すごとに50円加算)
	公課証明書	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出 3 税務署提出	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
	固定資産課税台帳登録事項証明書	自動車車庫証明等	土地・家屋の資産証明	
	住宅用家屋証明書 (租税特別措置法に係る証明)	登記	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
納税担当	納税証明書 完納証明書	1 融資関係 2 各種保証人 3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居 5 税務署提出 6 自動車等継続検査申請 7 その他	・納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明 ・市税に滞納がないことの証明	1件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料

※ 市民課証明書交付コーナー、各市民センター、堀溝サービス窓口及び市役所サービス処ねやがわ屋では、上記証明書のうち、「課税証明書」、「所得証明書」、「非課税証明書」、「公課証明書」、「評価証明書」、「固定資産課税台帳登録事項証明書(自動車車庫証明等)」、「納税証明書(法人市民税を除く)」などを発行している。

(2) 証明手数料収入額（税務室分のみ）

	24年度		25年度		前年度比		備考
	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (%)	収入額 (%)	
市民税担当	6,955	2,086,500	6,310	1,893,000	90.7	90.7	
課税、所得、非課税 法人所在地	6,955	2,086,500	6,310	1,893,000	90.7	90.7	1件 300円
固定資産税担当	2,481	1,918,700	2,595	2,132,700	104.6	111.2	
各種台帳閲覧	335	100,500	366	109,800	109.3	109.3	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は1棟 増すごとに50円 加算)
評価証明	1,007	366,500	905	335,700	89.9	91.6	
公課証明	31	11,300	37	14,100	119.4	124.8	
固定資産課税台帳 登録事項証明	0	0	0	0	-	-	
住宅用家屋証明 (租税特別措置法に 係る証明)	1,108	1,440,400	1,287	1,673,100	116.2	116.2	
納税担当	940	282,000	1,080	324,000	114.9	114.9	
個人市民税納税証明	213	63,900	189	56,700	88.7	88.7	1件 300円
法人市民税納税証明	484	145,200	597	179,100	123.3	123.3	
固定資産税納税証明	203	60,900	236	70,800	116.3	116.3	
軽自動車税納税証明	5	1,500	8	2,400	160.0	160.0	
完納証明書	35	10,500	50	15,000	皆増	皆増	
合計	10,376	4,287,200	9,985	4,349,700	96.2	101.5	

※ 税率の変遷 (市民税の税歴 1/18)

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘 要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
24	個人		均等割 100 円 給与所得 100 円につき 2 個 56 銭 営業所得 100 円につき 2 個 56 銭 その他所得 100 円につき 5 個 1 円 40 銭 法人 所用土地賃貸価格 100 円につき 120 個 33 円 60 銭 所用家屋賃貸価格 100 円につき 100 個 28 円 配当及び利子所得 100 円につき 2 個 56 銭					所得金額 100円につき 16個 3 円 84 銭 資本額 100円につき 30個 7 円 20 銭	S24.9.15	シャウプ使節団 日本税制報告書 発表(シャウプ勧告)	
25	25. 8. 1	25. 6.10	所得税額	600 円	18/100			10月12月 2月	1,200 円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6.10	"	500 円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4.30	"	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
28	28. 4. 1	28. 4.30	"	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
29	29. 1. 1	29. 3.31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される
30	30. 1. 1	30. 3.31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3.31	"	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3.31	"	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3.31	"	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により 地方税(特に住民税)改正、昭和37年度より実施される。

市民税の税歴(2/18)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度	
賦課期日・申告期限		37. 1. 1.	37. 3. 20.	38. 1. 1.	38. 3. 20.	39. 1. 1.	39. 3. 20.	40. 1. 1.	40. 3. 20.
所得控除	扶 養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額 (限度額は 22,500 円)		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	90,000円		同 左		同 左		同 左	
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	10 万円以下の金額 2 % 10 万円を超える金額 3 % 20 万円 " 4 % 50 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 250 万円 " 7 % 400 万円 " 8 % 600 万円 " 9 % 1,000 万円 " 10 % 2,000 万円 " 11 % 3,000 万円 " 12 % 5,000 万円 " 13 %		15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 % (配偶者、15歳以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が 5万円を超え扶養親族のすべて が15歳未満であるときそのうち1人 のみについて 240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同 左		同 左		同 左	
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同 左		同 左		同 左	
	配 当	市民税の所得割から 4% 府民税の所得割から 1.6% 課税所得金額が 1,000万円を超 える部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		市民税の所得割から 3% 府民税の所得割から 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超 える部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		同 左		同 左	
	摘 要	青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		同 左		同 左		市民税所得割の税率が準拠税率か ら標準税率を制限税率に改められ た。従って標準税率に1.5/100 を 乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円	

市民税の税歴(3/18)

		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		
賦課期日・申告期限		41. 1. 1.	41. 3. 20.	42. 1. 1.	42. 3. 15.	43. 1. 1.	43. 3. 15.	
所 特 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 80,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える		同 左		配偶者及び扶養 配偶者控除 90,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える		
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2の額に7,500円を 加えた金額(限度額は22,500円)		同 左		障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 60,000円 特別障害 80,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000円	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左				
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は150,000円)		同 左				
	基礎控除	100,000円		同 左				
							社会保険料	1年間の支払い金額の全額
						雑 損	総所得金額の10%を超える金額	
						医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、150,000円)	
						基礎控除	110,000円	
市 民 税	均等割	400円		同 左		均等割	400円	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	
	均等割	100円		同 左		均等割	100円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4% ※特別控除の廃止		同 左		所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%	
	税 額 控 除	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のい ずれかであるとき、 市民税の所得割から 1,000円 府民税の所得割から 1,000円		同 左		配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2で控除する。
		配 当	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。		同 左			
	摘 要	○配偶者控除が創設された。 青色専従者控除 100,000円 白色専従者控除 60,000円		○所得税確定申告の申告者に 対しては、市民税の申告義 務を課さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税 確定申告とあわせて3月15 日となった。 青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円		青色専従者控除 170,000円 白色専従者控除 110,000円		

市民税の税歴(4/18)

		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
賦課期日・申告期限		44. 1. 1.	44. 3. 15.	45. 1. 1.	45. 3. 16.	46. 1. 1.	46. 3. 15.	47. 1. 1.	47. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 100,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき60,000円を加える		配偶者控除 110,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき80,000円を加える		配偶者控除 130,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき100,000円を加える		配偶者控除 140,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき110,000円を加える	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 70,000円 特別障害 90,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ70,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 80,000円 特別障害 100,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ80,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 90,000円 特別障害 110,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ90,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 100,000円 特別障害 120,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ100,000円	
	生命保険料	1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)		同 左		1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、150,000円)		総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、300,000円)		総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度10万円)		同 左	
市民税	基礎控除	120,000円		130,000円		140,000円		150,000円	
	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		市民税の所得割から配当所得の2.5% 府民税の所得割から配当所得の1.0%	
	摘 要	白色専従者控除 150,000円		S45.1.1以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期 市 2.7% 府 1.3% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 150,000円		同 左		同 左 白色専従者控除 165,000円	

市民税の税歴(5/18)

		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度		
賦課期日・申告期限		48. 1. 1.	48. 3. 15.	49. 1. 1.	49. 3. 15.	50. 1. 1.	50. 3. 15.	51. 1. 1.	51. 3. 15.	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える		同	左	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 120,000円 特別障害 140,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 130,000円 特別障害 160,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 160,000円 特別障害 190,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ160,000円		同	左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左		15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同	左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同	左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同	左	
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは 10万円) 超過額(限度 100万円)		同 左		同 左		総所得金額の5%(5万円超のとき は 5万円) 超過額(限度 200万円)		
市民税	基礎控除	160,000円		180,000円		190,000円		同	左	
	均等割	400円		同 左		同 左		1,200円		
	所得割	30 万円以下の金額	2%		15 万円以下の金額		2%		同 左	同 左
		30 万円を超える金額	3%		15 万円を超える金額		3%			
		50 万円 "	4%		40 万円 "		4%			
		80 万円 "	5%		70 万円 "		5%			
		110 万円 "	6%		100 万円 "		6%			
		150 万円 "	7%		150 万円 "		7%			
		250 万円 "	8%		250 万円 "		8%			
		400 万円 "	9%		400 万円 "		9%			
600 万円 "		10%		600 万円 "		10%				
1,000 万円 "	11%		1,000 万円 "		11%					
2,000 万円 "	12%		2,000 万円 "		12%					
3,000 万円 "	13%		3,000 万円 "		13%					
5,000 万円 "	14%		5,000 万円 "		14%					
府民税	均等割	100円		同 左		同 左		300円		
	所得割	150 万円以下の金額 2% 150 万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左		
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える 部分は上記率の1/2 で控除する		同 左		同 左		
		S47.1.1 以降の土地建物等の 譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4% 府 1.6% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 170,000円		同 左		長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% その他 市 4% 府 2% 短期 市 8% 府 4%		同 左		

市民税の税歴(6/18)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度	
賦課期日・申告期限		52. 1. 1.	52. 3. 15.	53. 1. 1.	53. 3. 15.	54. 1. 1.	54. 3. 16.	55. 1. 1.	55. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 200,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき190,000円を加える		同 左		配偶者控除 210,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき200,000円を加える		配偶者控除 220,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円	
	障害者・老年者寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 180,000円 特別障害 200,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 190,000円 特別障害 210,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円)超過額(限度200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	200,000円		同 左		210,000円		220,000円	
市民税	均等割	1,200円		同 左		同 左		1,500円	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	
	均等割	300円		同 左		同 左		500円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	税額控除	市民税の所得割から配当所得の2.0% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		同 左		市民税の所得割から配当所得の3.0% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		市民税の所得割から配当所得の2.0% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する	
	摘要	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% (2,000万円超の部分は市 4% 府 2%) その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%	

市民税の税歴(7/18)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
賦課期日・申告期限		56. 1. 1.	56. 3. 15.	57. 1. 1.	57. 3. 15.	58. 1. 1.	58. 3. 15.	59. 1. 1.	59. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同	左	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同	左	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同	左	同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同	左	同	左	同	左
基礎控除	220,000円		同	左	同	左	260,000円		
市民税	均等割	1,500円		同	左	同	左	同	左
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同	左	同	左	同	左
府民税	均等割	500円		同	左	同	左	同	左
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同	左	同	左	同	左
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		同	左	同	左	同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同	左	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同	左	

市民税の税歴(8/18)

		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度	
賦課期日・申告期限		60. 1. 1.	60. 3. 15.	61. 1. 1.	61. 3. 15.	62.1.1	62.3.15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		同	左
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円		同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下 全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円を超える部分を加算(限度 3,500円)		同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同	左	同	左
	基礎控除	260,000円		同	左	同	左
市民税	均等割	2,000円		同	左	同	左
	所得割	20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同	左	同	左
府民税	均等割	700円		同	左	同	左
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同	左	同	左
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		同	左	同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%				

市民税の税歴(9/18)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
賦課期日・申告期限		63. 1. 1.	63. 3. 15.	63. 1. 1.	元. 3. 15.	2. 1. 1.	2. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同	左	配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし		同	左	○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし	
	A 給与所得 B 給与所得以外	140,000-(A+B×3.3-330,000)×28/33 合計所得金額は 800万円以下が対象		同	左	300,000-{(A-350,000)×30/35} 合計所得金額は1,000万円以下が対象	
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 納税者が老年者か寡婦(夫)又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ240,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者控除 480,000円 寡婦(夫) 240,000円 勤労学生 240,000円			普通障害 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 260,000円 寡婦(夫) 300,000円 勤労学生 260,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円)超過額(限度 200万円)		同	左	同	左	
市民税	基礎控除	280,000円		同	左	300,000円	
	均等割	2,000円		同	左	同	左
	所得割	60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12%		120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11%		同	左
府民税	均等割	700円		同	左	同	左
	所得割	130万円以下の金額 2% 260万円 " 3% 260万円を超える金額 4%		500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%		同	左
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) 短期 市 8% 府 4% 超短期(S62.10.1以降の譲渡) 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (S63.3.31までの譲渡で、4,000万円 超の部分は、市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 □特定支出控除の創設	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市 4% 府 2% 特定支出控除(給与控除後-特定支 出額のうち給与控除後を超える金額)				

市民税の税歴(10/18)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1.	H3. 3. 15.	4. 1. 1.	4. 3. 16.	5. 1. 1.	5. 3. 15.	6. 1. 1.	6. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 310,000円 老人配偶者・老人・特定扶養控除 360,000円 同居老親等扶養控除 430,000円 同居特別障害者控除 520,000円		同	左	同	左	同	左 (老人・特定扶養控除 390,000円)
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 310,000円 50,000円以上 100,000円未満 300,000円 100,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 310,000円 400,000円以上 450,000円未満 300,000円 450,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) A 配偶者の合計 所得金額 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同	左	同	左	同	左
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、 上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000円)		同	左	同	左	同	左
	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円(日本赤十字社も対象)		同	左	同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左	同	左
	基礎控除	310,000円		同	左	同	左	同	左
市民税	均等割	2,000円		同	左	同	左	同	左
	所得割	160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 " 11%		同	左	同	左	同	左
	均等割	700円		同	左	同	左	同	左
府民税	均等割	700円		同	左	同	左	同	左
	所得割	550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4%		同	左	同	左	同	左
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2%		同	左	同	左	同	左	
		○優良住宅地等の造成のための譲渡 市3.4% 府1.6%		同	左	同	左	同	左
		○特定市街化区域農地等の譲渡 市5.8% 府2.2%		同	左	同	左	同	左
		○その他 市6% 府3% □平成6年度限り所得割の20%(20万円限度)を減税		同	左	同	左	同	左

市民税の税歴(11/18)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1.	H7. 3. 15.	H8. 1. 1.	H8. 3. 15.	H9. 1. 1.	H9. 3. 17.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	同	左	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 50,000円以上 100,000円以上 ○配偶者控除なし 400,000円未満 400,000円以上 450,000円以上	330,000円 100,000円未満 300,000円 300,000 - (A - 50,000)	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上330,000-(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000-(A-380,000) 750,000円以上760,000円未満 30,000円	330,000円 330,000円	同	左
	A 配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 280,000円 480,000円 300,000円	同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左	同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左
市 民 税	基礎控除	330,000円		同	左	同	左
	均等割	2,000円		2,500円		同 左	
	所得割	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 11%	同	左	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 12%
府 民 税	均等割	700円		1,000円		同 左	
	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 4%	同	左	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 6% 府 3% 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4% 府 2% □平成7年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税		同	左	○その他 4,000万円以下 市 5.5% 府 2% 4,000万円超える 市 6% 府 3% □平成8年度限り所得割の15% (2万円限度)を減税	○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円超える 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円超える 市 6% 府 3%	

市民税の税歴(12/18)

		平成10年度		平成11年度	
賦課期日・申告期限		H10. 1. 1.	H10. 3. 16.	H11. 1. 1.	H11. 3. 15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 430,000円 450,000円 560,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円	330,000円 330,000円	同	左
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 280,000円 480,000円 300,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
基礎控除	330,000円		同	左	
市民税	均等割	2,500円		同	左
	所得割	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 11%	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 10%
府民税	均等割	1,000円		同	左
	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 4%	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。		同	左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円を超え 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円を超える 市 6% 府 3% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税			同	左 ○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止 □平成11年度特別減税 所得割の15%(4万円限度)を減税

市民税の税歴(13/18)

		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
賦課期日・申告期限		H12. 1. 1.	H12. 3. 15.	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円			同左		同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)			同左		同左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象					
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円			同左		同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同左		同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同左		同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同左		同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左		同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同左		同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)			同左		同左
基礎控除	330,000円			同左		同左	
均等割	2,500円			同左		同左	
市民税	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%			同左		同左
	均等割	1,000円			同左		同左
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%			同左		同左
税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			同左		同左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)			長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		同左 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円	

市民税の税歴(14/18)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同左		同左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) A 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同左		○配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止	
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同左		同左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)		同左		同左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同左		同左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同左		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左		同左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左		同左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同左		同左	
	基礎控除	330,000円		同左		同左	
市民税	均等割	2,500円		3,000円		同左	
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		同左		同左	
	均等割	1,000円		同左		同左	
府民税	均等割	1,000円		同左		同左	
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		同左		同左	
税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左		同左		
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円		○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 4% 府 2% (未公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算22万円 ・所得割 35万円×家族数+加算35万円	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7% 府 1.3% (2000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 3.4% 府 1.6% ○短期 市 6% 府 3% ○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 3.4% 府 1.6% (非公開分) □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)			

市民税の税歴(15/18)

		平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1.	H18. 3. 15.	H19. 1. 1.	H19. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000-(A-380,000)		同	左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
基礎控除	330,000円		同	左	
均等割	3,000円		同	左	
市民税	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		6%(一律)	
	均等割	1,000円		同	左
府民税	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		4%(一律)	
	均等割	1,000円		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7% 府1.3% (2,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市3.4% 府1.6% ○短期 市6.0% 府3.0% ○株式等 市2.0% 府1.0%(上場分) 市3.4% 府1.6%(非公開分) <input type="checkbox"/> 定率控除 所得割額の7.5% (20,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市6.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) <input type="checkbox"/> 定率控除 廃止 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用	

市民税の税歴(16/18)

		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
賦課期日・申告期限		H20. 1. 1.	H20. 3. 17.	H21. 1. 1.	H21. 3. 16.	H22. 1. 1.	H22. 3. 16.	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左	同	左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A - 380,000) A 配偶者の合計所得金額 750,000円以上760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同	左	同	左	
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左	
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000円)		同	左	同	左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		(税額控除に改組)		同	左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左	
	基礎控除	330,000円		同	左	同	左	
	税率	市民税均等割 3,000円 市民税所得割 6%(一律) 府民税均等割 1,000円 府民税所得割 4%(一律)		同	左	同	左	
	税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左
		住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額		同	左	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額	
寄附金税額控除				・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左	
摘要	税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる平成19年度市・府民税の減額措置							
	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	同	左		

市民税の税歴(17/18)

		平成23年度		平成24年度	
賦課期日・申告期限		H23. 1. 1.	H23. 3. 15.	H24. 1. 1.	H24. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除(16歳～18歳) 特定扶養控除(19歳～22歳) 同居老親等扶養控除	330,000円 380,000円 330,000円 450,000円 450,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) 750,000円以上760,000円未満	330,000円 30,000円	同左	
	A…配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 300,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 同居特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 530,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同左	
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同左	
	基礎控除	330,000円		同左	
税率	市民税均等割	3,000円		同左	
	市民税所得割	6%(一律)			
	府民税均等割	1,000円			
	府民税所得割	4%(一律)			
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左	
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同左	
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同左		
			○0歳～15歳の扶養控除の廃止		

市民税の税歴(18/18)

		平成25年度		平成26年度	
賦課期日・申告期限		H25. 1. 1.	H25. 3. 15.	H26. 1. 1.	H26. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 ※ 合計所得金額 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 1,000万円以下の納税者が対象 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
税率	市民税均等割	3,000円		3,500円	
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,000円		1,500円	
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用			同	左

諸税の税歴(1/8)

		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人税	法人税割	9.7/100	同 左	同 左	同 左	10.1/100 (4月1日以降に終了する事業年度から適用)
	法人均等割	1,200円	1,800円	同 左	同 左	同 左
市	市民税					
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円
市たばこ消費税		11/100	12/100	13.4/100	15/100	同 左
固定資産税		1.4/100	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税・ガス税		10/100	9/100	8/100	7/100	同 左
都市計画税		0.2/100	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(2/8)

		昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人税	法人税割	10.1 / 100 (6月1日以降 10.4 / 100) (12月1日以降 10.7 / 100)	10.7 / 100	同 左	9.1 / 100	14.5 / 100 (5月1日以降に終了 する事業年度から適用)
	法人均等割	1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ消費税	18.1 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4 / 100	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産30万円	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	
電気税・ガス税	7 / 100	同 左	同 左	6 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	
特別土地保有税	—	—	—	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左	
都市計画税	0.2 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(3/8)

		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人	法人税割	14.5/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金1千万円以下 2,400円 ○資本金1千万円超 4,000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 12,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 12,000円 ○その他 7,200円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 24,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 80,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円
市民	市民税				
軽自動車	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	原動機付自転車 50cc以下 650円 90 " 1,000円 125 " 1,300円 軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 家用貨物 3,300円 " 営業用乗用 5,200円 " 家用乗用 5,900円 2輪の小型自動車 3,300円 小型特殊自動車 農業作業用 1,300円 その他 3,900円	同 左	同 左
市たばこ	市たばこ消費税	18.1/100	同 左	同 左	同 左
固定資産	固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左
電気	電気税	5/100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左
ガス	ガス税	3/100 (1月1日から5月31日分 までは4/100を適用)	3/100 (昭和52年1月1日以降の 検針分より2/100を適用)	2/100	同 左
特別土地	特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左	同 左	同 左
都市計画	都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	0.3/100

諸税の税歴(4/8)

		昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人税	法人税割	14. 5/100	14. 7/100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円	同 左	○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 700 円 90 " 1,100 円 125 " 1,450 円 軽自動車 2輪のもの 2,200 円 3輪のもの 2,850 円 4輪の営業用貨物 2,900 円 " 家用貨物 3,650 円 " 営業用乗用 5,200 円 " 家用乗用 6,500 円 2輪の小型自動車 3,650 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,450 円 その他 4,300 円	同 左	同 左	同 左	同 左	ミニカー 2,500円
市たばこ消費税	18. 1/100	同 左	同 左	同 左	同 左	従価割 14. 3/100 従量割 1000本につき 350 円
固定資産税	1. 4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税	5/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0. 3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(5/8)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人	法人税割	14.7/100	同左	同左	同左
	市	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超え 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同左	同左	同左
民	税				
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同左	同左	同左	
市たばこ消費税 (平成元年度より市たばこ税)	従価割 14.3/100 従量割 1,000本につき 350円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63年3月31日までの間、従量割の税率は1,000本につき 640円	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	同左	同左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同左	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同左	
電気税	5/100	廃止	——	——	
ガス税	2/100	廃止	——	——	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同左	同左	保有分 1.4/100 取得分 3/100 遊休土地分 1.4/100	
都市計画税	0.3/100	同左	同左	同左	

諸税の税歴(6/8)

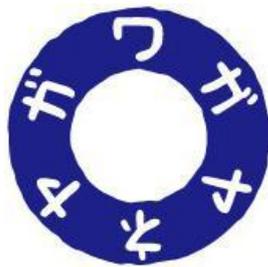
		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度	平成15年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
市	市民税				
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左	平成15年度から課税停止	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(7/8)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～21年度	平成22年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,412円	同 左	1,000本につき2,977円 (7月1日から3,298円) ただし、旧三級品の紙巻た ばこは1,000本につき1,266 円(7月1日から1,564円)	1,000本につき3,298円 ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円	1,000本につき3,298円 (10月1日から4,618円) ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円 (10月1日から2,190円)	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
入湯税	—	1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	

諸税の税歴(8/8)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	12.1/100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
市民税	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	同 左
	市たばこ税	1,000本につき4,618円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,190円	同 左	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,495円	同 左
	固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左
	特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左
	都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左
	入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	同 左



市 税 概 要 （平成26年度版）

平成27年3月発行

発 行 寝屋川市

編 集 寝屋川市財務部税務室

大阪府寝屋川市本町1番1号

電話(072)824-1181(代)内線2222



寝屋川市ホームページ <http://www.city.neyagawa.osaka.jp/>